

学校法人大原学園 寄附行為施行細則

(役員報酬等に関する細則)

(総則)

第1条 この規程は、学校法人大原学園の役員および評議員の報酬、退職慰労金および費用について必要な事項を定める。

(報酬等の支給)

第2条 役員報酬等とは、報酬、賞与、退職慰労金、その他役員として職務執行する対価として受ける財産上の利益であって、教職員の給与規程および退職金規程に基づくものは含まない。

2. 役員および評議員には次の報酬等を支給するものとする。

(1) 常勤理事に対しては、報酬、賞与および退職慰労金を支給する

(2) 非常勤理事、監事、非常勤評議員に対しては、報酬のみを支給する

(報酬額の算出方法)

第3条 常勤理事に対する報酬月額、別表1のとおりとする。

2. 理事のうち、寄附行為第7条第1項第1号に定める理事に対する報酬月額は前項によらず、別表2のとおりとする。

3. 非常勤理事に対する報酬月額は、別表3のとおりとする。

4. 監事に対する報酬月額は別表4のとおりとする。

5. 非常勤評議員に対する報酬月額は、別表5のとおりとする。

(賞与)

第4条 常勤理事に対する賞与は、この法人の運営状況、財務状況等を総合的に勘案して、各理事の月額報酬の3か月分を上限として、理事会における過半数の決議により、これを支給することができる。

(退職慰労金)

第5条 常勤理事が退職したときは、退職慰労金を支給する。

(1) 退職慰労金の支給に関しては、別に定める役員退職慰労金規程によるものとする。

(費用)

第6条 費用とは、役員として職務執行に伴い生じる旅費（交通費、宿泊費等）および手数料等の経費をいう

2. 役員が職務執行のため出張した場合は、当該役員に対して旅費を支給する。旅費の額は別表6のとおりとする。

3. 役員が職務の執行にあたり、旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(公表)

第7条 この法人は、この規程をもって、私立学校法第100条の第1項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補足)

第8条 この規程の実施に関して必要な事項が生じた場合は、理事長が理事会の議決を経て別に定める。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の決議により行う。

附則

この規程は、令和2年4月1日から施行する

この規程は、令和3年4月1日から施行する

この規程は、令和5年4月1日から施行する

この規程は、令和7年4月1日から施行する

別表1 常勤理事に対する報酬月額（単位：千円）

号俸	理事長	学園長	副理事長	専務理事	常務理事	理事
1	1,500	1,300	1,350	1,200	1,000	800
2	1,600	1,400	1,400	1,250	1,050	850
3	1,700	1,500	1,500	1,350	1,100	900
4	1,800	1,600	1,550	1,400	1,150	950
5	1,900	1,700	1,650	1,500	1,200	1,000
6	2,000	1,800	1,700	1,550	1,250	1,050
7	2,100	1,900	1,800	1,650	1,300	1,100
8	2,200	2,000	1,850	1,700	1,350	1,150
9	2,300	2,100	1,950	1,800	1,400	1,200
10	2,400	2,200	2,000	1,850	1,450	1,250
11	2,500	2,300	2,100	1,950	1,500	1,300
12	2,600	2,400	2,150	2,000	1,550	1,350
13	2,700	2,500	2,250	2,100	1,600	1,400
14	2,800	2,600	2,300	2,150	1,650	1,450
15	2,900	2,700	2,400	2,250	1,700	1,500

別表2 寄附行為第7条第1項第1号に定める理事に対する報酬月額

	寄附行為第7条第1項 第1号に定める理事
報酬月額	100,000円以上

別表3 非常勤理事に対する報酬月額

	非常勤理事
報酬月額	70,000円以上

*上記の金額には交通費が含まれる。

別表4 監事に対する報酬月額

	監事	
	常勤	非常勤
報酬月額	250,000円以上	70,000円以上

*上記の金額には交通費が含まれる。

別表5 非常勤評議員に対する報酬月額

	非常勤評議員
報酬月額	40,000円以上

*上記の金額には交通費が含まれる。

別表6 役員が職務執行のため出張した場合の旅費の額

	交通費	宿泊費	手当
金額	実費	18,000円/泊	5,000円/日

*近距離出張（直線距離100km未満）は交通費のみ支給する。